

# 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

## ◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

### 分野1:安心な暮らしの実現

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1)	外出・移動支援	◆体育施設やレジャープール、タウンバス等の利用料について、引き続き障がい者割引を行います。	社会 学 教 育 係 生 涯	・総合運動公園使用料について障がい者割引を実施する。	・平成29年度より身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所持者に、一部使用料について減免をしている。 (30年度申請実績なし)	◎	・申請実績がないため、広く周知を行っていくことが必要。	・総合運動公園使用料について障がい者割引を継続して実施する。 ・福祉課が発行している「福祉のしおり」や町のホームページに総合運動公園割引制度について掲載する
			産 商 工 観 光 係	・レジャープールについて障がい者割引を実施する。	・障がい者及び付添い1名について、入場料を半額としている。 ・アクアシア単独のホームページで、障がい者割引について周知した。	◎	・申請実績が少ないため、広く周知を行っていくことが必要。	・引き続きレジャープールでの割引(入場料半額)を実施するとともに、町のホームページで周知する。
			地 域 振 興 ・ 交 通 係	・芦屋町巡回バスや芦屋タウンバスについて、障がい者割引を実施する。	・障がい者手帳の提示によって芦屋町巡回バスは無料、芦屋タウンバスは半額にしている。 ・町のホームページで、障がい者割引について周知した。	◎		・芦屋タウンバスについて、障がい者割引を実施する。(継続) ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者を利用対象者とする。(継続)
			環 境 住 宅 係	・芦屋町巡回バスのあり方を検討する。	・芦屋町地域公共交通網形成計画に基づき、令和2年4月からの路線の見直しを行った。	◎	・新路線の周知及び実施後の検証。	・新路線の周知。 広報あしや 10月 2月 ホームページ 10月 巡回バス車内、各施設(町民会館・公民館・総合体育館等にチラシ設置
	住宅バリアフリー化の推進	◆町営住宅においては「芦屋町町営住宅長寿命化計画(後期)」に基づく改善や整備を行います。	環 境 住 宅 係	・緑ヶ丘団地の7-3棟へエレベーターを設置するため実施設計を行う。 ・緑ヶ丘団地中央手すり取付工事	・緑ヶ丘団地7-3棟にエレベーターを設置するための実施設計が完了した。 ・緑ヶ丘団地敷地内階段部の中央手すり取り付け工事を実施し、全ての階段(1~12棟)への手すり取り付けが完了した。	◎	・エレベーターは、立地の関係上、(階段室型であるため)設置することができない棟がある。(1、2、11、12棟)	・緑ヶ丘団地7-3棟のエレベーター設置工事を行う。 ・緑ヶ丘団地の7-7棟へエレベーターを設置するための実施設計を行う。
			障 が い 者 福 祉 課 ・ 生 活 支 援 係	・地域生活支援事業による住宅改修について、サービスガイド、障がい者福祉のしおりで周知する。	・地域生活支援事業による住宅改修について、サービスガイド、障がい者福祉のしおりで周知した。 実績 1件	◎	・本人、家族及び相談支援専門員へ周知していく必要がある。	・引き続きサービスガイドや障がい者福祉のしおりで周知を図る。 ・相談支援専門員に対しても周知を図る。
	道路・公共施設の進 のバリアフリー化の推	◆障がい者等が利用しやすいよう「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、計画的に公共施設のバリアフリー化を進めます。	施 設 所 管 課	・総合体育館の改修工事 入り口のスロープや点字ブロックの設置等	・総合体育館の改修工事を実施した。 * 体育館の入り口のスロープにノンスリップタイルの設置 * スロープの手すりを2段とし、ステンレス性より、温度変化の少ない樹脂製に変更 * 体育館入り口から玄関ホールまで誘導・警告ブロックの設置	◎		
			都 市 土 木 係 課	・町道と国県道の振り替え事業に基づいて事業調整を行う。	・県道との移管で役場前の道路が国道495号となった。 ・路線の歩道拡幅、自歩分離及び歩道の点字ブロック設置について協議をした。(令和元年度県事業において施工を実施する)	◎		・国道495号(役場前)路線の歩道拡幅、自歩分離及び歩道の点字ブロック設置工事を実施する。 ・引き続き県事業との調整を図る。

## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

### ◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

#### 分野1:安心な暮らしの実現

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1) 生活環境の整備	緊急時の支援体制の充実	◆自主防災組織への活動支援を行うとともに、新たな組織設置へ向けた働きかけを行います。	総務課係	・防災意識を高めるため、広報あしややホームページへ防災啓発記事(6/1号)を掲載し、新たな組織設置へ向けた働きかけを継続する。	・広報あしや6/1号及び9/1号に防災啓発記事を掲載し、防災意識の向上に努めた。自主防災組織の新設には至らなかった。 既存自主防災組織 26	○	・自主防災組織の新設に向けた取り組みについて再検討を行う。	・防災意識の向上を目指し、広報あしやへ防災啓発記事(6/1、9/1号)を掲載する。また、新たな自主防災組織設立へ向けた働きかけを継続実施する。
		◆各種ハザードマップの住民への周知を行います。	総務課係	・広報あしやホームページへの防災特集を掲載し啓発と周知を図る。(6/1号)	・広報あしや6/1号及び9/1号に防災啓発記事を掲載し、防災意識の向上に努めた。 ・ハザードマップを町のホームページに掲載し、土砂災害区域など、随時更新した。 ・幸町自主防災組織の津波避難訓練への情報提供、助言とともに出前講座を実施した。	◎	・防災訓練を実施する地域を拡大していく。	・広報あしやへ防災特集を掲載し、意識啓発と周知を図る。(6/1、9/1号) ・具体的な防災訓練を通して、各種ハザードマップの有用性について周知・啓発を図る。
		◆早期の避難行動ができるよう、情報伝達等の向上を目指します。	総務課係	・災害情報の新しい伝達手段等について、検討する。	・災害情報を屋内で聴取可能とする、戸別受信機の全戸配布に向けて、基本設計委託を実施した。これにより、どの通信方式を選択すべきか評価を行った。	◎		・災害情報を屋内で聴取可能とする、戸別受信機の全戸配布に向けて、令和元年6月議会にて補正予算計上し、実施設計委託を実施する。
		◆避難行動要支援者名簿の更新と個別計画の作成支援等により、障がい者等の支援体制の充実を図ります。	高齢者福祉課	・避難行動要支援者名簿の更新とその取扱いについて自治区との連携を図るとともに、緊急時の支援体制の充実を目指し、障がい者の個別計画作成を支援していく。	・避難行動要支援者名簿を更新し、併せて各自治区の新規情報取扱者を対象に個人情報取り扱い、名簿の活用に関し研修会を実施した。 名簿登録同意者 830名 全対象者 1,861名 研修会参加者 43名 ・区長会、民生委員児童委員協議会で避難行動要支援者名簿の活用、日常からの地域での関係性、支えあいの必要性を啓発し、個別計画策定を促した。また、広報あしや6/1号にも上記内容を掲載した。	○	・個別計画の作成を支援していくことが必要である。	・避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取扱い、活用に関する個人情報保護研修会を実施する。 ・広報あしや6/1号で避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。 ・個別計画の策定において、要請に応じて要支援者マップづくりの支援などを行う。
		◆災害発生時等の要支援者への支援を充実させるため、町内の障がい福祉サービス事業所との連携を進めていきます。	障がい者福祉課	・災害時の障がい者の避難対応を進める。	・町が設置する福祉避難所に対応が困難な特別な配慮を要する障がい者が支障なく避難生活を送ることができるよう体制を整備した。 ◎災害時等における福祉避難所の施設利用に関する協定締結(新たに民間の福祉避難所の設置) ・・・協定先:「まつかぜ荘」 締結日1月21日 ◎災害時等における町が設置する福祉避難所への人的派遣に関する協定の締結(特別な配慮を要する障がい者に対応できる必要な人材を確保する) ・・・協定先:「みどり園」 締結日1月21日	◎	・災害時等に協定に基づき、避難対応が行えるようにすることが必要である。	・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。 ・災害時を想定した訓練及び行動マニュアルを作成する。

## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野2:情報アクセシビリティの向上及び意志疎通支援の充実

◎:計画を達成した   ○:概ね計画を達成した   △:計画どおりに実施できなかった   -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1) 障がい者に配慮した情報提供等の充実	情報提供の充実	◆視覚障がい者が行政情報を円滑に得られるよう、広報紙の内容を音声によって提供します。	企画 広報 情報 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者に向けて広報あしやを音声で提供する。</li> <li>・ホームページのフォントや色など、視覚障がい者でも見やすいホームページにするよう検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報あしやの録音を行い音声での提供を行った。(対象者2人)</li> <li>・広報あしや(12/1号)の障害者週間の記事で、広報あしやを音声で提供していることを周知した。</li> <li>・ウェブアクセシビリティ*に対応したホームページにするために、令和元年度システム更新に向けての準備を進めた。</li> </ul> <small>*高齢者や障がい者等心身の機能に制約がある人でも、年齢的・身体条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることを意味する。</small>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者等情報収集が困難な人へ広報あしやを音声で提供している事等について、情報提供の方法を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度内にホームページシステムの更新を完了し、ウェブアクセシビリティ(jis規格に準拠)**に対応する。</li> </ul> <small>**ウェブアクセシビリティjis規格が定めた基準</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コントラスト</li> <li>・文字の色</li> <li>・見出し</li> <li>・理解可能なコンテンツ作成</li> <li>・リンク等</li> </ul>
		◆障がい者等の情報取得を支援する機器の貸出を行うとともに、コミュニケーションを手助けする助聴器等を行政窓口等へ設置します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者用CD等作成器の貸出しを行う。</li> <li>・福祉課窓口に助聴器等設置し、行政窓口で必要時活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の貸し出し件数 点字用テプラ 2件 CD作成器 1件</li> <li>・必要に応じて、福祉課窓口に設置している助聴器及びコミュニケーションボードを活用し、窓口で対応をした。</li> </ul>	◎		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等の情報取得を支援する機器があることを、窓口等で周知する。</li> </ul>
(2) 障がい者の意思疎通支援の充実	意思疎通支援	◆聴覚障がい者等が、日常生活において円滑な意思疎通が行えるよう手話通訳者の派遣を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者派遣事業 必要時、手話通訳者を派遣し日常生活での自立を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者登録 2名</li> <li>・手話通訳者派遣延回数 67回 手話通訳者派遣延時間 139時間</li> </ul>	◎		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者派遣事業を継続し、日常生活での自立を支援する。</li> </ul>
		◆聴覚障がい者等への円滑な手続きの支援を行うため、行政窓口到手話通訳者を設置します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話奉仕員設置事業 庁内に手話奉仕員を設置し、窓口業務が円滑に進むように支援する。</li> <li>・手話奉仕員養成講座(基礎編)の開催 6/20~12/19 25回 中央公民館 19時~21時</li> <li>・代筆や要約筆記等についてニーズの把握を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者奉仕員を庁内に1名配置し、聴覚障がい者の手続き等がスムーズに進むよう支援した。</li> <li>・手話奉仕員養成講座基礎編計25回を遠賀・中間1市4町合同で開催した。 芦屋町手話奉仕員養成講座修了者7名</li> <li>・H31.3.6要約筆記についてニーズ調査を施行した(芦屋町手話の会にて)。聞き取りの結果、要約筆記の設置に緊急性があると判断できなかった。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者が不足しているため、育成をしていく必要がある。</li> <li>・手話通訳者のスキルアップをはかっていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の手話通訳者奉仕員を引き続き設置する。(1名)</li> <li>・手話奉仕員養成講座(入門編)の開催(20回) 6/26~11/27 場所:中間市中央公民館</li> <li>・広報あしやや町のホームページで手話通訳者の研修会等について周知する。</li> </ul>

## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

### ◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

### 分野3:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1) 障がいに対する理解の推進	障がいについての啓発	◆障がい等によって生じる暮らしづらさへの理解を広めるとともに、障がい者等への差別をなくすため、広報等による啓発を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・12月3日から9日までの「障害者週間」にあわせ、広報あしや12/1号で「障害者週間」の周知と障がい者への理解等を働きかける記事を掲載する。	・広報あしや12/1号で「障害者週間」の周知と障がい者への理解を働きかける記事を掲載した。 ・人権まつりにおいて、まごころ製品(授産品)と障がいの理解促進冊子を作成し200部配布した。 ・必要な人に支援が届くよう援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプカード」とチラシを民生委員へ配布した。	◎	・障がい者への理解を進めていく必要がある。	・12月2日から9日までの障害者週間にあわせ、広報にて、障がい者への理解等を働きかける記事を継続して掲載する。 ・人権まつりでの啓発を継続する。 ・ヘルプカードを提示された人が、提示した障がい者へ援助や配慮が行えるよう、ヘルプカードのポスター掲示、チラシ、ヘルプカードの配布を行い、ヘルプカードについて広く周知を図る。
	事業者による合理的配慮の推進	◆障害者差別解消法の周知を行い、事業者による合理的配慮の提供を促します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・事業者による合理的配慮の提供を促すため、12月の障害者週間にあわせ、商工会の協力を得て事業者による合理的配慮について、周知する。	・商工会報(11月発行)に障がい者への合理的配慮について記事を掲載し周知した。	◎	・商工会と連携し継続して事業者に対し、合理的配慮について周知をしていくことが必要である。	・広報及び町のホームページで「芦屋町障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を掲載し合理的配慮の周知をする。 ・12月の障害者週間に合わせて、商工会報に障がい者への合理的配慮について記事掲載を依頼し、事業者へ周知する。
	学習機会の提供	◆人権まつりを開催し、障がい者団体等による催しや作品に触れ障がいへの理解を深める機会を提供します。	生涯学習係 生涯学習課	・人権講演会の開催(7月) ・12月4日～10日の人権週間にあわせ、第20回芦屋町人権まつりを開催する。	・7月の人権講演会(テーマ:障害者の人権)は荒天のため中止となった。 ・12月の人権まつりでは、障がい者団体のふれあいイベントへの出場や作品の掲載を行った。また、障がい者支援団体による視覚障がい者のコンサートが行われた。	○		・12月4日～10日の人権週間にあわせ、第21回芦屋町人権まつりを開催する。 ・人権まつりで「高齢者の人権」をテーマとした講演会を行う。(テーマは未定)
	障害者差別解消法に基づく町条例の制定	◆障害者差別解消法に基づく町条例を制定し、差別の解消等を推進します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・遠賀郡内4町で条例の原案作成及び障がい者団体等との調整を行ったうえで、条例の制定に取り組む。	・遠賀郡内4町で条例の原案作成及び障がい者団体等との調整を行ったうえで、芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を3月に上程した。(平成31年4月1日から施行)	◎	・条例の内容の周知が重要である。	・遠賀郡4町で障害者差別解消法及び町条例の内容がわかるガイドラインを作成する。 ・広報及び町のホームページに掲載し周知する。

## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野3:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(2) 権利擁護の推進	権利擁護の推進	◆障がい者の権利や財産を守るための成年後見制度の周知を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・成年後見制度について、窓口でのチラシの掲示や広報あしやの掲載により周知を行う。	・成年後見制度について、窓口でのチラシの配布及びポスターを掲示して周知した。	○	・成年後見制度について、広く周知していく必要がある。	・成年後見制度について、チラシ、ポスター掲示に加え広報あしやや町のホームページに掲載し周知する。
		◆成年後見制度利用の相談に応じるとともに、養護者がいない場合等の成年後見制度の利用支援を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・成年後見制度の相談に応じ、成年後見制度の利用支援を行います。	・成年後見制度についての相談実績はなかった。 ・成年後見制度利用促進に向けて、近隣市町と中核機関の共同設置に係る協議を行った。	○	・成年後見制度利用促進に向けて、計画の策定と体制整備を進めていく必要がある。	・成年後見制度利用促進基本計画の策定(2020年度)に向けて、法で求められている中核機関の設置について近隣市町と協議を行う。 ・地域包括支援センター社会福祉士と連携をとり、相談支援機関や関係機関へつなぐ。
(3) 障がい者虐待の防止	障がい者虐待の防止	◆障がい者虐待について広報紙や町のホームページへ掲載し広報・啓発活動により、虐待の防止を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	・障がい者虐待について、広報あしや(12/1号)ホームページへの掲載等により啓発を行う。	・障がい者虐待について、チラシを設置し、ホームページに通報や相談の問い合わせ先を掲載した。	○	・虐待の防止につながるよう、虐待への啓発を継続していく必要がある。	・障がい者週間に合わせ、障がい者虐待について広報あしやに掲載し、ポスターやチラシ、ホームページ等にて継続して啓発を行う。
		◆障がい者虐待を疑われる事案の相談や通報に応じ、関係機関と連携して障がい者虐待の早期対応を図るとともに、養護者のケアを行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・障がい者虐待が疑われる事案の相談時に応じ、関係機関と連携して虐待の早期対応を図る。 ・虐待について、適切に対応ができるように、研修の受講や県との連携を図り、職員の資質向上に努める。	・障がい者虐待の相談実績はなかった。 ・福岡県障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修会(11月)へ参加した。	○	・障がい者虐待について適確に相談対応できるよう職員の資質向上が必要である。	・虐待に適確に対応できるよう研修会等に参加し職員の資質の向上を図る。

## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1) 相談支援体制の充実・強化	相談窓口の充実	◆相談支援事業所による一般相談窓口を設置し、障がい者の相談対応の充実を図ります。	障がい者・福祉課 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業による相談窓口(委託)を継続して設置する 「みどり園」 「障がい者相談支援センターぷらむ」 「ゆり庵相談支援センター」</li> <li>相談や障がい福祉 サービスの利用、社会資源の利用等について情報提供等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所3か所設置 (みどり園、障害者相談支援センターぷらむ、ゆり庵相談支援センター)</li> <li>相談支援事業所相談件数 6件</li> <li>相談時、窓口で必要に応じ障がい福祉サービス等について案内及び情報提供を行った。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般相談窓口(委託)を引き続き設置し、相談対応を充実させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所による一般相談窓口(委託)を継続して設置する。 「みどり園」 「ゆり庵相談支援センター」 ※ぷらむは事業休止</li> <li>相談や障がい福祉 サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を行う。</li> </ul>
		◆町ホームページ等で、障がい者等へ困りごとに応じた相談窓口の周知を図ります。	障がい者・福祉課 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者手帳交付時や相談受付時に相談窓口として相談支援事業の案内を行い、障がい者へ相談窓口の周知を図る。</li> <li>相談窓口について、ホームページで周知を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口について福祉のしおりに掲載し、手帳交付時や相談者へ周知した。</li> <li>相談支援事業所について、町のホームページに掲載し周知した。</li> <li>はまゆう家族会が実施している相談会をチラシや広報あしや(6/15号)に掲載し周知した。</li> <li>県事業「心の相談室」を町のホームページに掲載し周知した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な時に相談できるように、相談窓口について、今後も周知をしていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。</li> <li>相談窓口について、福祉のしおり、町のホームページにより継続して周知を図る。</li> </ul>
	地域での相談活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者相談員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、関係機関との連携を図ります。</li> <li>◆民生委員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。住民がより気軽に相談できるよう、研修等でスキルアップを図ります。</li> </ul>	障がい者・福祉課 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者相談員2名、知的障害者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。</li> <li>相談員の資質の向上をはかるために、相談員研修会への参加を促す。</li> <li>障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応した。 相談件数 1件</li> <li>福岡県身体障がい者相談員研修会参加 9月7日 2名</li> <li>町のホームページに、身体・知的障がい者相談員を顔写真入りで掲載し、相談員の周知を図った。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体・知的障がい者相談員の資質の向上及び相談窓口の周知を継続して行っていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。</li> <li>相談員の資質の向上をはかるために、相談員研修会への参加を促す。</li> <li>障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。</li> <li>町のホームページに、身体障害者相談員について継続して掲載し周知する。</li> </ul>
(2) 福祉サービスの充実	福祉制度の周知	◆障がい者等がニーズに応じた適切な福祉サービスを受けられるよう、町ホームページやサービスガイド等で制度の周知を行います。	障がい者・福祉課 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービス等についてホームページやサービスガイド等で制度の周知をする。</li> <li>サービスガイドは、12/15号の広報で同時配布する。</li> <li>福祉制度等について、町のホームページの内容をを更新していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスガイドを広報あしや12/15号に織り込み全戸配布した。(6,234部)</li> <li>平成30年4月に障害者総合支援法の改正に伴い障害福祉サービスについて町のホームページを更新した。(就労定着支援等)</li> <li>障がい者の航空運賃の割引拡大について、町のホームページに新たに掲載した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の福祉制度やサービスについて、適時、情報の更新を行い周知をしていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービス等について町のホームページやサービスガイド等で制度の周知を継続する。</li> <li>福祉制度等について、法や制度の改正に合わせ、町のホームページの内容をを更新していく。</li> </ul>

## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

### ◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

#### 分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(2) 福祉サービスの充実	障害福祉サービスの充実	◆障害者総合支援法に基づき、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活が営めるよう、個々のニーズに応じて居宅介護や放課後等デイサービス等のサービスを提供します。また、遠賀・中間地域で連携を取りながらサービス等を検討していきます。	障がい者・生活支援係 福祉課	・自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付を行う。 ・地域生活支援拠点の整備や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築へ向けた協議の場の設置など引き続き遠賀・中間自立支援協議会で協議を進めていく。	・支援を必要とする障がい者へ、障害者総合支援法及び町の要綱に基づいて支給を決定し福祉サービスを提供した。 ・遠賀中間地域障がい者支援協議会で、地域生活支援拠点の整備(令和2年4月の予定)に向け専門部会を設置し協議した結果遠賀・中間地域に面的整備***の方針を決定した。 会議回数 2回  ***各市町で拠点相談支援事業所を整備すること	◎	・令和2年開始予定の「地域生活支援拠点に参加する事業所との調整及び具体的な制度設計が残されている。	・障がい者の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付を支援を必要とする障がい者へ町の要綱に基づいて提供する。 ・令和2年開始予定の地域生活支援拠点について制度設計等の協議を継続する。
		◆放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がい児へ日中過ごす場所を提供します。	生活支援・障がい者係 福祉課	・放課後等デイサービスを運営し、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・放課後等デイサービスの運営の改善について検討する。	・町の要綱に基づいて福祉サービスを提供した。 利用実人数 6人、延人数 357人 開所延日数 267日 (H31.3.31時点) ・今後の放課後等デイサービスの運営について、具体的な方針決定まで至っていない。	○	・放課後等デイサービスの運営についての検討が必要がある。	・放課後等デイサービスにより、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・運営状況を把握し、今後の運営の継続について検討を行う。
		◆遠賀郡4町で「障害者支援センターさくら」を運営委託し、障がい者へ日中過ごす場所を提供します。	障がい者支援係 福祉課	・遠賀4町で、さくらの運営等について検討する。	・遠賀4町でさくらの運営会議を開催し、運営方法(直営・民営化)について検討したが、方針決定には至らなかった。	○	・「障害者支援センターさくら」の運営等を民営化した時のメリット、デメリットを精査することが重要である。	・引き続き障害者支援センターさくらの運営委託を継続しつつ、民営化について検討する。
(3) 意思決定支援	町のサービスによる生活支援	◆緊急通報装置貸与事業や福祉タクシー料金助成事業等により、障がい者等の在宅生活を支援します。 【事業名】 ・高齢者等配食サービス事業 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 ・緊急通報装置貸与事業 ・救急医療情報キット給付事業 ・自動車改造費助成事業 ・福祉タクシー料金助成事業 ・重度心身障害者介護用品給付サービス事業 ・心身障害者扶養共済制度助成事業	障がい者・生活支援係 福祉課	・相談者の意向にあった支援ができるよう状況把握を十分行い、必要な支援の支給を決定していく。	・高齢者等配食サービス事業 利用実人数 113人 配食数 7,243食 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 利用数 1人 ・緊急通報システム事業 利用数 41人 ・救急医療情報キット給付 配布 20個 総数980個 ・自動車改造費助成事業 利用数 0人 ・福祉タクシー料金助成事業 利用数 128人 配布数 178冊 利用率 58.7% ・重度心身障害者介護用品給付サービス事業 利用数 2人 ・心身障害者扶養共済制度助成事業 新規加入 0人	◎	・必要な人に必要な情報や支援が届くよう継続的な周知が必要である。	・相談者の意向にあった支援ができるよう状況把握を十分行い、必要な支援の支給を決定していく。 ・必要な人へ情報提供できるよう民生委員児童委員協議会で、サービスについて説明し周知する。 ・身体・精神障がい者福祉のしおりで、相談者や手帳交付者へ周知する。
		◆障がい者の人格や個性を尊重し、生活における自己決定・自己選択の支援を行うため、相談員による計画相談等の利用を促進します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行していく。 ・障がい者の意思決定を支援するため、福祉サービスが受けられるよう計画相談等の利用を進める。	・障がい児計画相談の支給決定者数 H29(サービス利用者数30名中18名:60%) H30(サービス利用者数35名中22名:62.8%) ・相談支援専門員や事業所等と連携を図り対象者に適したサービスを提供した。	◎	・すべての障害者(児)に対して、計画相談の利用を促進していくことが必要である。	・障がい福祉サービスの更新時、計画相談の利用を勧めていく。 ・障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、計画相談員や事業所と連携を継続し計画相談等の利用を促進する。



## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(4) 障害児に対する支援	障がい児の療育支援	◆臨床心理士が保育所や小中学校を訪問する巡回相談により、児童への助言をはじめ必要な支援を行います。	学校教育課係	・保・幼におけるすくすく発達相談の開催により、必要な支援を行う。3回/年 ・小・中・学校における巡回相談の開催により、必要な支援を行う。6回/年	・保・幼を対象にすくすく発達相談を行い、専門家から助言をいただくことで、支援につなげることができた。また、関連機関との情報共有も行った。 平成30年度:3回開催 ・小・中学校を対象に巡回相談を行い、専門家から助言をいただくことで、支援につなげることができた。また、関連機関との情報共有も行った。 平成30年度:6回開催	◎		・保・幼を対象にすくすく発達相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 3回/年 ・小・中学校を対象に巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 6回/年
		◆関係課による協議の場を設け、支援を要する児童への対応を充実させます。	学校教育課係	・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議の開催3回/年	・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催することで、それぞれの部署における課題や情報の共有を行った。平成30年度3回開催	◎		・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催し、課題や情報の共有を行うことで対応の充実を図る。3回/年

芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野5:保健事業の促進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1) 保健サービスの充実	妊婦健診・訪問指導の推進	◆若年妊産婦やハイリスク妊婦への支援のため、妊婦健診を確実に受診するよう指導します。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診・妊婦歯科健診の定期受診を勧めていく。妊婦健診11回(推奨利用回数)以上受診率95%以上を目標とする。(H29:90%)</li> <li>・ハイリスク妊婦など支援の必要な対象者に対し、個々の状況に応じた支援プランを作成し、継続してフォローしていく。また、医療機関(産婦人科医)と連携を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診補助券11回の受診率以上(推奨利用回数)は90%であった。</li> <li>・電話で妊婦への体調確認を行った。また、その際、妊婦歯科健診受診の有無を確認し、未受診者へ理由の確認と受診勧奨を行った。 妊婦への電話 延99件 妊婦歯科健診 勧奨77件。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診、妊婦歯科健診の受診勧奨は、確実に実施することができたが、実際の健診受診率は目標には届かなかった。今後も、継続して勧奨していかなくてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診・妊婦歯科健診の定期受診を電話や面談にて勧めていく。妊婦健診11回以上(推奨利用回数)受診率は93%以上を目標とする。</li> </ul>
		◆乳幼児全戸訪問を行い、出産後の指導を徹底します。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導については現在の乳児全戸訪問事業を継続し、低出生体重児への保健指導も行っていく。</li> <li>・訪問後は乳幼児健康診査等を通して、継続的に母子をフォローしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生後、乳児家庭全戸訪問を75人行った。</li> <li>・低出生体重児や育児不安のある産婦には、生後2カ月よりも早く訪問に行き、母子の育児支援を行った。母の精神疾患があるなど、必要な場合は継続的に訪問支援を行った。 支援件数延11人。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳交付時や妊娠中の体調確認、妊婦健診の結果を確認することで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する必要がある。</li> <li>・医療機関(産婦人科医、小児科医)等と連携をとり、出生後は乳児全戸訪問や乳幼児健康診査を通して、継続的に母子を支援する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳交付時から継続して妊婦と関わることで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する。</li> <li>・今後も医療機関(産婦人科、小児科医)等と連携をとり、母子の継続的な支援を行う。</li> </ul>
	母子健康教育の充実	◆保護者等の支援のため、母子手帳交付時の保健指導を充実します。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手厚い支援を要する妊産婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行う。</li> <li>・今後も医療機関(産婦人科医など)と連携し、早期に支援を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク妊婦など、手厚い支援を要する妊産婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行った。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行った。 支援プラン作成4件。</li> <li>・ハイリスク妊婦の支援のために、医療機関との連携を図っている。産業医科大学総合周産期母子医療センターとの連携会議を3回行った。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も支援を必要とする妊婦を把握できる立場にある医療機関(産婦人科医院など)と連携し、早期に支援につなげていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク妊婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。</li> <li>・今後も医療機関(産婦人科医など)と連携し、早期支援を継続していく。</li> </ul>
		◆両親学級の参加拡大のため、保健指導の機会等に周知を行い参加を促します。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親学級3回/年(中央公民館)、すくすく広場(栄養士講話)1回/年(子育て支援センター「たんぽぽ」)は、継続して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親学級は年3回行い、15人の参加があった。初産婦の参加が多く、助産師による出産にあたっての話や沐浴などが好評だった。</li> <li>・すくすく広場(栄養講話)は12月に行い13組の親子の参加があった。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者のニーズにあった教室運営をしていく必要がある。</li> <li>・様々な情報があふれているので正しい知識の普及が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両親学級3回/年、すくすく広場(栄養士講話)は継続して行う。</li> <li>・子育て支援センターの日曜開所に伴い、食育・栄養に関する講話を年3回行い母子健康教育の充実を図る。</li> </ul>

芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野5:保健事業の促進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1) 保健サービスの充実	健康診査・健康相談の充実	◆障がいにもつながる生活習慣病等の予防や早期発見のため、健診受診率の向上に努めます。	健康づくり係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者ごとに、個別に勧奨方法を変えて対応し、受診行動につなげていく。受診率34%を目標とする。(H29:30.4%(暫定))</li> <li>・40, 50代の受診率向上のため重点的に訪問等で勧奨を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の問診内容や受診頻度から勧奨ハガキを5パターンに分け配布し受診率向上を試みたが受診率は前年度より上昇したものの33.1%(暫定)で目標に達しなかった。</li> <li>・H30年度から、当該年度に40歳となる学年の特定健診自己負担額を無料にし、生活習慣病未治療者かつ特定健診未受診者の40.50代への訪問を行った。40.50代の受診率は前年度より上昇し16.8%であった。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診率の低い若い世代(40代・50代)の受診率を上げていくことが課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度の目標受診率は36%となっており、目標受診率を達成するために、7月と12月に受診率向上事業を活用した個別通知による勧奨を行い、勧奨後に訪問等で再勧奨を実施する。</li> <li>・平成30年度より開始された医療情報収集事業対象者へ訪問しデータ提供の同意を得ることで受診率向上に努める。</li> </ul>
		◆健診の結果に応じて特定保健指導を実施し、重症化予防を図ります	健康づくり係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト分析を行い、重症化リスクの高い人への受診勧奨を行う。</li> <li>・健診結果が詳細、重症化、特定保健指導に該当する人は、今年度から訪問等で個別に時間を設け実施することで、重症化予防を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の結果が受診勧奨判定値以上の重症化リスクの高い人へ受診勧奨を行った。</li> <li>・健診結果の返却は、訪問等で返却することを計画していたが、前年度より結果説明会の回数を増やし、保健指導の時間を確保することで対応した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診の結果を基に重症化予防に継続的に取り組んでいくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の人へ紹介状を発行し、未受診者に対し、受診再勧奨を実施する。紹介状を渡した3か月後を目途に紹介状の返信がない人へ電話やレセプト確認を行い受診の有無を確認する。未受診の場合は、再勧奨を行う。</li> <li>・平成30年度より開始された糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿って、糖尿病の重症化予防に努める。指示書が返送された人に対し、確実に保健指導を実施する。</li> </ul>

## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野6:行政における配慮の充実

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1) 行政における合理的配慮の推進	合理的配慮の提供	◆職員研修を行い、町職員による障がい者等への差別の解消及び合理的配慮に対する理解を深めます。	障がい者・福祉課 生活支援係	・障がい者への差別解消や合理的配慮に対する理解を深めるため、職員研修を行う。	・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会を開催した。 8月23日 参加者 144名	◎	・差別解消法や合理的配慮について、各職員の理解を深めることが重要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会は次回、令和2年度に実施予定。(2年に1回開催)</li> <li>・新人職員に、合理的配慮職員対応マニュアルを配布し理解を深める。</li> <li>・毎年、職員掲示板に合理的配慮について掲載し周知する。</li> </ul>
		◆窓口や事業等において、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の提供を行います。	障がい者・福祉課 生活支援係	・障がい者差別解消法に基づき、窓口や事業等において合理的配慮を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での相談時などに、筆談用の白板や助聴器を設置し対応した。</li> <li>・手話奉仕員を庁内に設置している。</li> <li>・職員に対して、合理的配慮に関する研修会を実施した。</li> </ul>	○	・職員に対して、十分理解を深めることが必要である。	・窓口での相談時などに、筆談用の白板や助聴器を設置し対応する。

芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野7:雇用・就業の支援

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1) 雇用の場の拡大	障がい者雇用の促進	◆民間事業所等に対し、障がい者雇用に関する制度の周知を行い障がい者雇用の促進を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	・ハローワーク等と連携し広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知をはかる。	・ホームページに、障がい者の働く場の提供について掲載し周知を図った。掲載タイトル「障がい者が働く場を広げましょう」  ・ハローワーク等と連携し広報あしややホームページに障がい者の雇用について掲載し周知した。  9/1号 障害者雇用促進面談会(ホームページにも掲載)  11/15号 障がいのある人を対象とした就職相談会  ・障がい者雇用のチラシ(県)の配布を商工会へ依頼した。	◎	・障がい者雇用率を上げるために、障害者雇用について、引き続き周知を図っていく必要がある。	・ハローワーク等と連携し引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知する。 ・事業者への周知について、商工会と連携を図る。
		◆障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設からの物品等の調達方針により調達目標を定め、受注機会の増大を図り障がい者雇用を促進します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設物品等の調達を行う。	・障害者優先調達法に基づいて平成30年度の障がい者就労施設等からの物品調達方針を町のホームページに掲載し、広く周知に努めた。 H29実績 22件 1,871,462円	◎	・行政内で働きかけを行い、受注機会を拡大していく必要がある。	・障害者優先調達法に基づき物品等の調達を継続して行う。 ・物品等の調達実績をホームページで公表する。
		◆行政内において、就労の場の提供を検討します。	障がい者・生活支援係 福祉課	・行政における雇用の場について働きかけを進める。	・障がい者の就労に取り組んでいる事業所(みどり園)の実績や就労状況の資料を作成し、庁内の会議(課長会議)で紹介し、障害者の雇用について働きかけた。	◎	・行政内で雇用の場を拡大していく必要がある。	・庁内で継続して、障がい者就労に関する情報提供に取り組んでいく。

## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野7:雇用・就業の支援

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(2) 総合的な就労支援	職業リハビリテーションの推進	◆就労を希望する障がい者等に対し、障害福祉サービス等により就労の機会を提供し一般就労に向けた支援を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・就労を希望する障がい者等に対し、障害者就労・生活支援センターや相談支援事業所、就労移行支援事業所の利用を案内する。	・一般就労が困難な障がい者に対し相談支援専門員と連携し、障がい福祉サービスを提供することで就労の機会を確保した。  平成30年度の利用者の人数 (平成30年3月末時点) ※カッコ内は平成29年度末支給決定者数  就労移行支援 :6名 (2名) 就労継続支援A型:5名 (4名) 就労継続支援B型:41名 (41名)	◎	・多様な就労の機会が提供できるよう継続して支援し、就労へつなげていくことが必要である。	・就労を希望する障がい者等に対し、障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用を案内する。
		◆事業所や障害者就業・生活支援センターと連携し総合的な就労支援を行います。	障がい者支援係 福祉課	・就労などの希望に応じて、事業所との多機関連携会議を実施して連携を図り、就労支援を行う。	・就労を希望する障がい者等に意向を確認し、必要時、障害者就業・生活支援センターや事業所の案内を行った。  ・障がい者就業・生活支援センターの業務連絡会議に参加し就労支援における情報を共有した。	◎	・就労に関する情報提供を継続していくことが必要である。  ・障がい者就業支援において、関連機関との連携を図り就労へつなげていくことが必要である。	・就労を希望する障がい者に対し、対象者に適した福祉サービスの提供や障害者就業・生活支援センター、職業訓練校等の情報を提供する。  ・障がい者就業・生活支援センターの連携会議に参加し、事例を学ぶことによって就業支援にてなげる。
		◆広報紙で職業訓練等の周知を行います	障がい者・生活支援係 福祉課	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を窓口での提示やホームページ、広報あしやで周知する。	・広報あしやに就労に関する記事を掲載し周知した。  8/1号 福岡障害者職業能力開発校訓練生募集(ホームページにも掲載)  8/20号 福岡県ITサポート養成講習会  1/15号 平成31年度職業訓練生募集(ホームページにも掲載)	◎	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での提示やホームページ、広報あしやで周知する。	

## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野8:教育の振興

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1) 福祉教育の充実	小・中学校における福祉教育等の推進	◆小・中学校において障がいについて学ぶ機会を設け、児童・生徒の障がい者理解を深めます。	学 学校 校 教育 教 育 課 係	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。	・児童・生徒及び保護者に対し家庭訪問で、特別支援コーディネーターが、小・中入学式、懇談会、家庭訪問時に、特別支援学級や通級指導教室に関する説明(啓発)を行った。	◎	・対象者が毎年変わるため、継続して啓発を行っていくことが必要である。	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。
(2) 教育相談の充実	教育相談	◆教育相談会を実施し、支援を要する児童・生徒の教育的支援や就学指導及び進路指導を行います。	学 学校 校 教育 教 育 課 係	・教育相談(1回/年)で小児科医師や臨床心理士が面談を行う教育相談、子どもの発達や成長で気になることなどについて、指導や支援を行う。  教育相談:7月(役場)	・7月に発達や成長が気になる子ども及び保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施した。 参加者 8名	◎	・支援が必要な児童や生徒に対し、専門的知見からの指導、助言を行う教育相談を継続して行っていくことが必要である。	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(7月予定)
(3) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	◆芦屋町特別支援教育連携協議会において、支援を要する児童・生徒に対し将来を見据えた円滑な支援がなされるよう協議を行います。	学 学校 校 教育 教 育 課 係	・芦屋町特別支援教育連携協議会において、特別支援学校及び各教員、臨床心理士、保護者等と情報を共有し、保・幼・小・中・高と継続した支援がなされるよう連携を図る。(年2回開催)	・保・幼・小・中だけでなく、学識経験者や特別支援学校教諭、保護者等を招聘し芦屋町特別支援教育連携協議会を開催した。これにより、情報共有を図ると共に、継続した支援がなされるよう連携強化を図った。  平成30年度:2回開催(6月、3月)	◎	・支援を要する児童・生徒に必要な支援がなされるよう、関係者との情報共有を継続して行っていくことが必要である。	・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。2回/年
		◆「あしやすくすくファイル」の活用や個別の指導計画、教育支援計画により適切な指導及び必要な支援を行います。	学 学校 校 教育 教 育 課 係	・「あしやすくすくファイル」の存在や有効な活用の仕方について広報あしやで啓発する。	・平成30年度中に計5回の「あしやすくすくファイル」の特集記事を広報あしやに掲載することで啓発を行った。	◎	・「あしやすくすくファイル」の活用、利用促進について継続して啓発していくことが必要である。	・就学前健診の際に「すくすくファイル」を持って来てもらうため、継続した活用を呼びかける。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行う。

## 芦屋町障害者計画【H30】評価・【R1】計画表

### ◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

#### 分野9:社会活動の推進

◎:計画を達成した    ○:概ね計画を達成した    △:計画どおりに実施できなかった    -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	H30 計画	H30取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R1計画
(1) 交流活動の促進	レクリエーション活動の充実	◆障がい者レクスポ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がい者との交流を図り障がい者の社会参加を促進します。	生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者レクスポ大会を開催する。参加団体に意見を聴きニーズを汲み取りながら、競技内容等を少しずつ創意工夫して実施する。</li> <li>総合運動公園の障がいのある方の使用料減免について周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年のアンケート結果等をもとに、スポーツ推進委員会議で大会の内容の検討を行い、3/23障がい者レクスポ大会を開催した。(参加者147名)</li> <li>平成29年度から、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を所持している人について、使用料の一部を減免とした。(30年度申請実績なし)</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者レクスポ大会はアンケート結果等を参考に、引き続き内容の充実に向け検討を行う必要がある。</li> <li>減免制度については、福祉課が発行している「福祉のしおり」に掲載するなど周知を図っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者レクスポ大会を開催する。参加団体に意見を聴きニーズを汲み取りながら、競技内容等を少しずつ創意工夫して実施する。</li> <li>総合運動公園の障がいのある方の使用料減免について周知する。</li> </ul>
(2) 各種団体の支援	ボランティアの育成	◆手話奉仕員養成講座により、地域におけるボランティアの担い手を育成します。	障がい者・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1市4町合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する。</li> <li>手話奉仕員養成講座(基礎編)開催 6/20~12/19 25回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠賀・中間1市4町合同で手話奉仕員養成講座(基礎編)25回を開催した。 6/20~12/19 芦屋町中央公民館 芦屋町手話奉仕員養成講座修了者7名</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で活動するボランティア育成を継続して行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1市4町合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する。手話奉仕員養成講座(入門編)開催 6/26~11/27 20回 中間市中央公民館</li> <li>広報で手話講座開催について周知する。</li> </ul>
	障がい者団体等の活動支援	◆障がい者団体等の活動推進のため、団体の広報活動や団体間の連携を支援します。	障がい者・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉課窓口で、障がい者団体への加入促進を行う。</li> <li>要請に応じ、障がい者団体の活動についてホームページや広報あしやで周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者福祉協議会入会案内を広報あしやに掲載した。3/15号</li> <li>手をつなぐ親の会会員募集のチラシを窓口で配布した。</li> <li>要請に応じ、広報あしややホームページで障がい者団体の活動や募集について周知した。</li> <li>*福岡県身体障がい者体育大会(博多の森陸上競技場) 5月 福岡県障がい者スポーツ協会</li> <li>*福岡県肢体不自由児療育キャンプ事業 7月 福岡県肢体不自由児協会</li> <li>*精神障害などを家族にもつ家族による家族学習会 8月 はまゆう家族会</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者団体と連携し団体への加入を継続して支援していく必要がある。</li> <li>実際の活動の内容が把握しやすいような周知方法について検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請に応じ、広報あしややホームページで障がい者団体の活動等について周知する。</li> <li>広報掲載時、活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく活動状況の写真も一緒に掲載して周知する。</li> </ul>
		◆障がい者団体等が行う事業について自発的活動支援事業に基づき助成を行い、団体活動を支援します。	障がい者・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>自発的活動支援事業について、ホームページで周知をする。</li> <li>自発的活動支援事業に基づき、障がい者活動団体へ補助金を交付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自発的活動支援事業についてホームページに掲載した。</li> <li>芦屋町障がい者等自発的活動支援事業補助金交付実績 交付団体 2団体</li> <li>事業内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇視覚障がい者の自立のために社会に働きかける事業</li> <li>◇障がい者の健康増進、交流及び障がい者へのスポーツ普及事業</li> </ul> </li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者の自発的な活動を充実させるために制度の周知を図っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について継続して周知をする。</li> <li>自発的活動支援事業に基づき、障がい者活動団体へ補助金を交付する。</li> </ul>